

こうほう佐倉市の上下水道 水道料金改定 特集号 令和7年(2025年)10月15日号

水道料金改定のお知らせ

発行

佐倉市
上下水道部

住所

〒285-8501
佐倉市海隣寺町97番地
☎043-485-1191

令和8年4月1日より水道料金を改定します

※ 下水道使用料は改定しません

日ごろより、上下水道事業へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

水道事業は、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化対策・耐震化による費用の増加といった様々な課題をかかえています。将来にわたり健全で持続可能な事業運営を維持するため、水道料金を改定させていただきます。利用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、下水道使用料は改定しません。



現在、佐倉市では、重要施設に通じる水道管の耐震化工事を優先的に進めております。こうした水道管は、水道管の径が大きく、交通量が多い道路に埋設されていることから、市民の皆様には、長い時間水道工事でご迷惑をおかけいたしますが、災害に強い水道をつくり、安心安全の佐倉市水道水をお届けするため、工事を実施しております。ご協力をお願いいたします。

水道管耐震化工事の様子



改定によってどのくらい料金が変わるのですか？



改定モデルケース (1か月あたり・税込み) ※消費税率10%

※改定後の水道料金の一例です。使用水量等によって金額は異なります。

口径	13mm	20mm	100mm
使用水量	10 m ³ 単身世帯など	20 m ³ 2～3人世帯など	200 m ³ 事業者など
現行料金	1,580 円	3,770 円	5,750 円
改定後料金	1,922 円 +342 円増加	4,320 円 +550 円増加	6,300 円 +550 円増加
改定後料金			98,005 円
改定後料金			104,170 円 +6,165 円増加



※水道料金は、原則2か月単位でお支払いいただきますが、本イラストは、皆様に本改定による負担度合いをわかりやすくお伝えするため、1か月に換算したモデルケースにてお示しています。実際(改定後)のご請求額の試算は4ページ「新水道料金早見表」を参考にしてください。

具体的な改定の内容【新旧水道料金表(1か月あたり)】

基本料金については、全ての使用者で公平に担うことが現実的と考えられることから、現行基本料金に12.9%を乗じて改定します。

従量料金については、1㎥～10㎥及び11㎥～20㎥の区分について、それぞれ24円、11円(1㎥あたり・税抜)の改定を実施します。

水道料金は、水を使っていなくても発生する基本料金と、使った水量に応じて加算される従量料金に分かれています。

従量料金は、ご使用の水量に応じて1立方メートルあたり何円と定められ、使えば使うほど、単価が上がる仕組みです。

基本料金				従量料金(1㎥あたり)			
(税抜)				(税抜)			
口径	現行料金	改定後料金	増加額	水量	現行料金	改定後料金	増加額
13mm	557円	628円	71円	1㎥～10㎥	88円	112円	24円
20mm	1,168円	1,318円	150円	11㎥～20㎥	138円	149円	11円
25mm	2,090円	2,359円	269円	21㎥～30㎥	180円	180円	0円
30mm	3,698円	4,175円	477円	31㎥～70㎥	230円	230円	0円
40mm	6,378円	7,200円	822円	71㎥～	270円	270円	0円
50mm	10,291円	11,618円	1,327円				
75mm	22,940円	25,899円	2,959円				
100mm	40,736円	45,990円	5,254円				
150mm	88,976円	100,453円	11,477円				

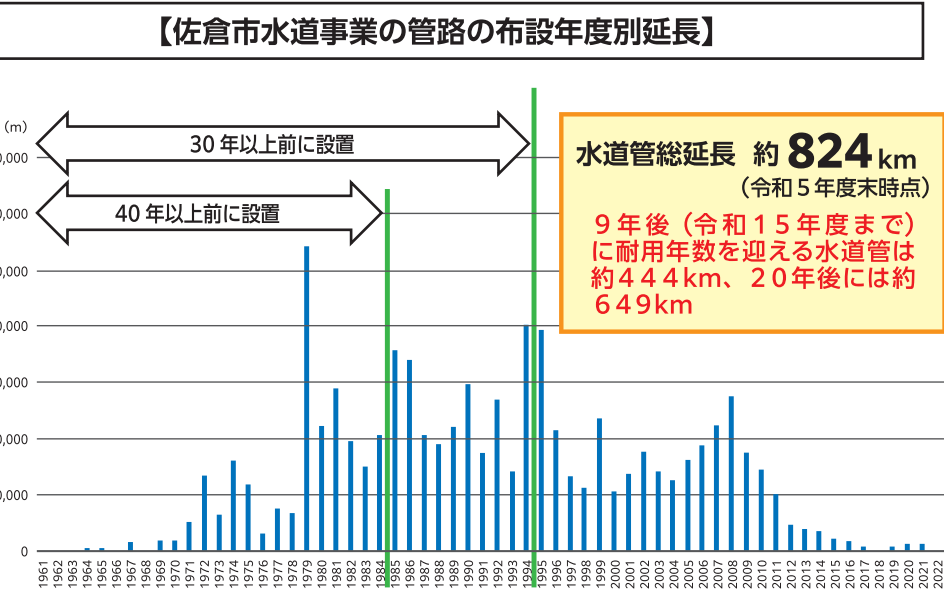
【補足：従量料金】日本水道協会が示す算定要領では、水道水の単価は、公平に負担すべきとして均一単価が望ましいとされています。
従量料金の改定は、算定要領に基づき均一単価(149円)を算出し、それを基準とした上で、基準額を下回る区分を改定したものです。

なぜ改定するのですか？(改定の理由)

(1) 水道施設の老朽化対策、耐震化による費用の増加

市内には、約824kmの水道管があり、日々、水道をお使いの皆様へ安全な水をお届けしています。佐倉市では、佐倉市水道施設耐震化計画に基づき、病院や学校等の災害時重要施設に通じる水道管の耐震化工事を優先して実施しています。この成果として、令和5年度までに、市内約380kmの耐震化が完了しており、耐震適合率にすると約46%、重要施設に通じる水道管は98.2kmあるうちの約67.8%が耐震適合済となっています。地震や災害が頻発していることから、災害時への対策は急務であり、費用は増加する見込みです。

また、水道管をはじめとした施設の多くが更新時期を迎えており、更新時期を過ぎた水道管は、漏水等の事故に繋がる恐れもあり、更新費用の確保が求められます。施設の耐震化等にかかる費用は、試算では、令和7年度から令和15年度までに約203億円(税込)かかる見込となり、大変大きな金額となっています。



佐倉市の水道管の耐震化率

令和5年度までに約380kmの耐震化が完了

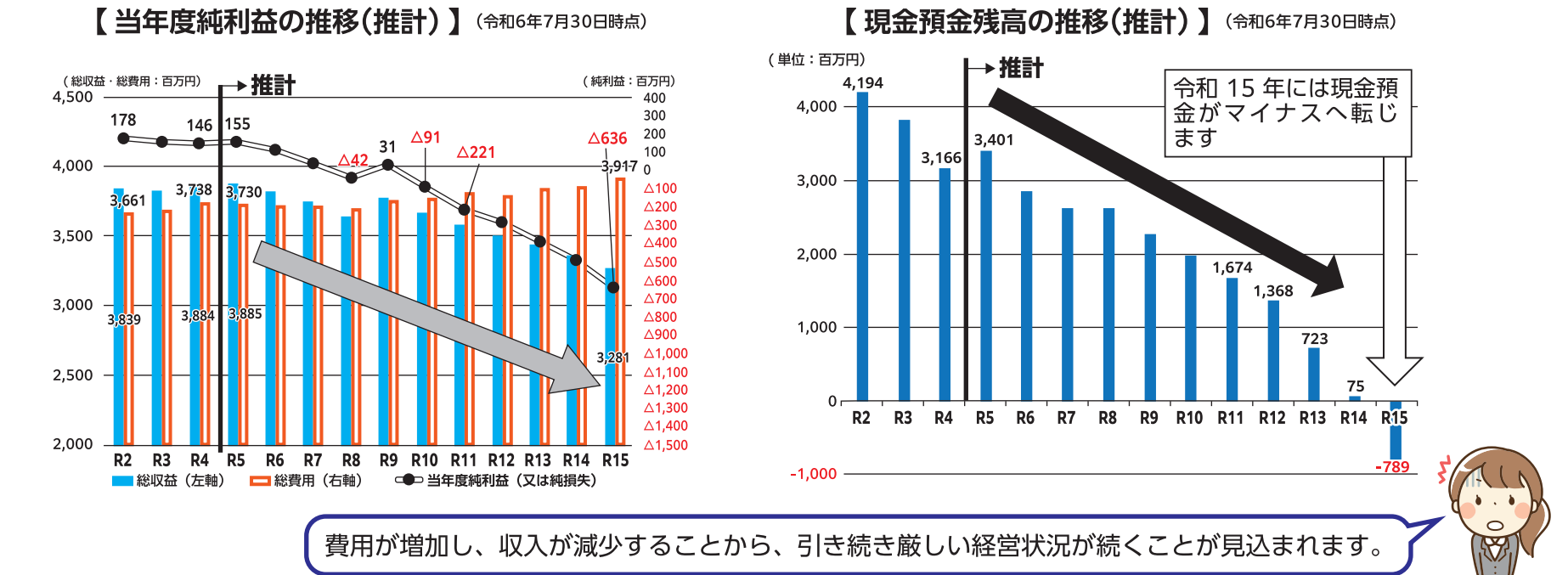
耐震適合率は約46%

うち、重要施設(避難所や救急医療機関等)に通じる水道管(重要優先管路98.2km)耐震適合率約67.8%

令和6年に発生した能登半島地震をはじめ、大きな災害がいつ・どこで起こるか分かりません。災害が起きたときに被害を最小限に抑えるため施設の適切な更新は不可欠です。

(2) 物価高騰及び人口減少と使用水量の減少による収入の減少等

人口減少に伴い料金収入が減少する一方で、大規模地震など災害への備えとして、上下水道施設の老朽化、耐震化対策は急務であり、費用は増加する見込みです。試算では令和8年度及び令和10年度に収益的収支は赤字となり、その後も赤字幅は増加する推計となっています。また、現金預金についても、災害時に対応できるよう、1年間の料金等の収入の2分の1を最低限保有すべきとしているところ、令和12年度には最低限保有すべき年間の料金収入の2分の1を下回ることとなります。



経営改善に向けたこれまでの上下水道部の取り組み

佐倉市上下水道部では、経営改善のため、下記のような経営努力を実施してまいりました。引き続き、利用者の皆様に安心して水道をお使いいただけるよう、事業運営に努めてまいります。

◆組織改編による人件費の節減

令和3年度より窓口業務委託のさらなる充実を行い、併せて組織を4課体制から3課体制に再編することで、効率的な組織編成とし人件費の節減を実施しました。

◆下水道事業との組織統合

平成26年度下水道事業の地方公営企業法適用会計(企業会計)移行に伴い(千葉県内では3番目)、水道部と下水道課を組織統合し、上下水道部を設置しました。(水道・下水道事業それぞれの人員増加を抑制)

◆浄水場、中継ポンプ場の一括管理

令和元年度より浄水場と下水道の中継ポンプ場の管理を一括して業務委託することにより、経費節減を図りました。

◆用水供給事業体への受水単価引き下げ要望

用水供給事業体へ、受水単価引き下げ要望を実施し、令和4年度、5年度と2度の単価引き下げを行いました。

このほかにも、遊休地を活用した駐車場貸付、公用車や上下水道広報紙に有料広告募集を行う等、新たな収入確保に努めています。

また、耐震化工事には国の補助金を活用してまいりました。今後も補助金を最大限活用できるよう努めてまいります。



水道料金改定案についての説明会を行いました

令和7年7月6日及び13日に水道料金改定案についての説明会を、合計4回行いました。ご参加いただき、ありがとうございました。

説明会では、『「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」に関する提言』を受け、佐倉市上下水道部において、最新の決算状況を踏まえ、水道料金については**令和8年4月から平均で12.9%の改定**、下水道使用料については改定を行わないこととする基本方針を説明いたしました。下記に主な質疑を掲載しております。



説明会のようす

Q1

佐倉市の管路の耐震化が100%になるのはいつ頃であるか、見込みでいいので教えてほしい。他にも浄水場や配水池の耐震化も取り組んでいるか教えてほしい。

A1

平成26年に策定した佐倉市水道施設耐震化計画の中では、管路全体の耐震化は、令和37年度までに100%とすることを目標としております。管路以外の浄水場等の設備は概ね耐震化の基準を満たしていますが、電気設備の寿命が15年から20年と短いので、計画的に更新し、災害時でも対応できるよう整備を進めてまいります。

Q2

施設の耐震化等に変大大きな費用が必要とのことだが、税金を使って足りない分を補うことはできないのか。

A2

水道事業は独立採算制のため、水道料金で事業に必要な財源を賄う必要があります。ただし、国の制度により税で賄うことが決まっているもの、例えば消火栓の使用水量等については、市の一般会計よりいただいております。

Q3

資料の水道料金表(1か月あたり)で従量料金の21㎡以上の変更が無く、事業者より一般家庭の方が負担が大きいのと感じる。

A3

基本料金は一律で改定を行い、従量料金は、使用量の低い区分を中心に改定しているため、料金表を一見すると水を多く使う方の負担が少なく見えますが、従量料金は全ての水道利用者が使う部分を中心とした改定となっていることや、基本料金は口径が大きくなるほど金額が増えるため、結果として、大きな口径を使用している事業者の方などが、改定による影響額が大きくなっております。

Q4

従量料金の算定についてどのように検討したのか教えてほしい。

A4

全国の水道事業者が料金算定を行う際に従うべき「水道料金算定要領」に基づく使用料単価は一律にすることとされておりますが、佐倉市はこれまでも使用量に応じた単価が増える従量料金制としてきたことから、水道を利用されている皆様への影響を考慮しこれを踏襲しております。一方で、原則に近づける必要もあるため、単一価格の場合での金額を算出し、その金額以下の部分について改定を行うことで、従量料金の逡増度(最高単価と最低単価の比率)を緩和し、単一料金に近づけるような料金体系としております。

Q5

収入確保の点で、大口使用者の新規確保について組織全体で対応するとのことだが、具体例があれば教えてほしい。

A5

令和9年度に年間使用額が1億円を超えるような大きな工場への供給開始を1件予定しております。水道水の使用が減少傾向にある中で、新規に使用していただければその分増収につながりますので、今後も使用の相談があれば組織的に対応を行ってまいります。

Q6

国の試算では水道料金について、使用者の負担がかなり大きい試算となっていたが、佐倉市はその試算より低い。これで問題ないのか。

A6

佐倉市では4年に1度料金の見直しを行っており、その際に水道料金の算定要領に基づき算定をしています。その結果、平均改定率が12.9%となり、算定期間である、令和8年度から11年度までは利益が確保できる見込みです。

Q7

千葉県から地盤沈下のため、地下水の利用を制限されているが、災害時に地下水があることで安心できるので、地下水利用について再検討してほしい。

A7

地下水の利用については、千葉県の環境保全条例に基づき規制されています。千葉県の調査では現在も地盤沈下が年に数センチ進行していることもあり、暫定的な井戸について転換が求められていますが、今後も利用できるように千葉県へ要望を行っていきたくと考えております。

Q8

霞ヶ浦導水事業に参画するのではなく、引き続き地下水を利用できないのか。

A8

霞ヶ浦導水事業は、安定給水のため必要な事業です。印旛地域は千葉県の環境保全条例により、地下水の利用が制限されている地域に指定されております。その中で何とか継続利用できないかという働きかけを行っていることはご理解いただきたいと思います。



詳細はホームページをご覧ください→

料金改定に至った経緯

佐倉市上下水道部では、4年に1回程度、料金のあり方について、検討するための懇話会を行う方針としています。令和6年に大学教授、市民等により構成された委員による「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」を設置し、料金のあり方について議論が行われ、水道料金及び下水道使用料のあり方について、下記のとおり提言を受けました(一部抜粋)。

【水道料金の改定について】

懇話会の検討では、当市の実情に応じた改定パターンに加え、今回改定を見送ったパターンや算定要領通りに計算したパターン(3割を超える改定率)など、複数のパターンを検討した結果、最終的に平均改定率は13.2%としました。その上で、基本料金については、全ての使用者で公平に担うことが現実的と考えられることから、現行料金に13.2%を乗じることとし、従量料金については、当市における均一単価を上回る1㎡~10㎡及び11㎡~20㎡について、それぞれ1㎡あたり24円、12円(税抜)の改定を行う方針としました。

【提言の主な内容】

- ◆近年頻発する地震等の災害への備えとして、施設の老朽化対策、耐震化は急務であり、多くの資金を必要とする一方、人口減少によって、料金収入は、減少していく見込みであり、経営状況が厳しくなっていくことが予測される。
- ◆この結果、独立採算制で運営している水道事業としては、料金の改定はやむを得ないというもの。
- ◆改定率については、使用者の影響を考慮しつつ、事業の健全性を保つことができる、平均改定率13.2%を採用。
- ◆下水道使用料については、当面の経営体力を保持しているため、改定は見送る。



詳細はホームページをご覧ください→



(左) 大塚会長
(右) 関口上下水道事業管理者

これからの上下水道部の取り組み

佐倉市上下水道部では、災害に強い上下水道をつくるため、耐震化をはじめとした事業の実施に取り組んでまいります。また、新たな収入確保や費用の削減を引き続き継続し、安定した事業運営を継続してまいります。

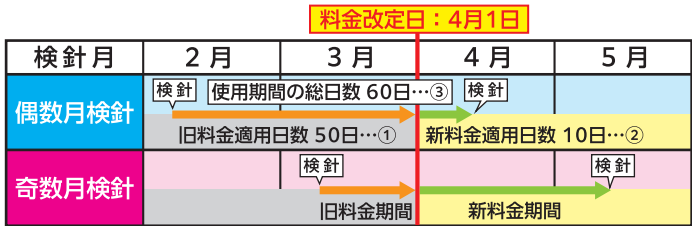
大規模な災害がいつどこで発生してもおかしくない情勢となっている昨今、みなさまの命を支える佐倉市の上下水道インフラを維持するため、将来的に料金の改定を先送りにすることの無いよう、料金改定について方針を決定したものです。

改定時の料金計算（日割り計算）

上下水道料金は、2か月に1度検針を行い、水道料金をお支払いいただいております。
令和8年4月1日以降の検針分から改定後の料金を適用します。
使用期間が令和8年4月1日をまたぐ場合は、新旧料金による日割り計算を行います。

偶数月 検針地区 ● 志津地区 ● 主に臼井北部地区

奇数月 検針地区 ● 佐倉地区 ● 根郷地区 ● 主に臼井南部地区



※日割り計算例（検針が偶数月検針の例）

- ①旧料金適用日数 50日
②新料金適用日数 10日
③使用期間の総日数 60日

旧料金 × $\frac{50}{60}$ + 新料金 × $\frac{10}{60}$

検針票の見方（料金確認の方法）

お支払い額（2か月分・税込み）の変動例

（例）口径20mm・使用水量40㎡の場合

現行水道料金	現行下水道使用料	現行上下水道合算
7,541円	4,945円	12,486円

改定後水道料金	下水道使用料(据置)	改定後上下水道合算
8,641円	4,945円	13,586円

※料金の確認は、2か月に1度、メーターの検針の際にポストに投函する「上下水道使用水量のお知らせ」をご確認ください。

上下水道使用水量のお知らせ

〇〇町100-10
△△アパート 101
佐倉 太郎 様
水栓番号： 9999999

お客様番号	999999-99
使用月分	令和 8年 7 ~ 8 月分
使用期間	令和 8年 6月 5日から 令和 8年 8月 4日まで
メーター番号	99-99999
口径	20 mm
クレジット登録番号	12345

指 針 及 び 水 量	今 回 請 求 予 定 金 額
今 回 指 針 677 ㎡	水 道 料 金 8,641 円 (うち消費税 10% 785 円)
前 回 指 針 637 ㎡	下 水 道 使 用 料 4,945 円 (うち消費税 10% 449 円)
旧メーター使用水量 0 ㎡	
今回使用水量 40 ㎡	請 求 予 定 額 13,586 円
汚 水 排 除 量 40 ㎡	

改 定

据 置

新水道料金早見表（2か月あたり・税込み）※基本料金+従量料金

口径 13 mm

使用水量	現行料金	改定後料金	差 額
0 ㎡	1,225円	1,381円	156円
1 ㎡	1,322円	1,504円	182円
2 ㎡	1,419円	1,628円	209円
3 ㎡	1,515円	1,751円	236円
4 ㎡	1,612円	1,874円	262円
5 ㎡	1,709円	1,997円	288円
6 ㎡	1,806円	2,120円	314円
7 ㎡	1,903円	2,244円	341円
8 ㎡	1,999円	2,367円	368円
9 ㎡	2,096円	2,490円	394円
10 ㎡	2,193円	2,613円	420円
11 ㎡	2,290円	2,736円	446円
12 ㎡	2,387円	2,860円	473円
13 ㎡	2,483円	2,983円	500円
14 ㎡	2,580円	3,106円	526円
15 ㎡	2,677円	3,229円	552円
16 ㎡	2,774円	3,352円	578円
17 ㎡	2,871円	3,476円	605円
18 ㎡	2,967円	3,599円	632円
19 ㎡	3,064円	3,722円	658円
20 ㎡	3,161円	3,845円	684円
25 ㎡	3,920円	4,665円	745円
30 ㎡	4,679円	5,484円	805円
35 ㎡	5,438円	6,304円	866円
40 ㎡	6,197円	7,123円	926円
45 ㎡	7,187円	8,113円	
50 ㎡	8,177円	9,103円	
55 ㎡	9,167円	10,093円	
60 ㎡	10,157円	11,083円	
65 ㎡	11,422円	12,348円	
70 ㎡	12,687円	13,613円	
75 ㎡	13,952円	14,878円	
80 ㎡	15,217円	16,143円	
85 ㎡	16,482円	17,408円	
90 ㎡	17,747円	18,673円	
95 ㎡	19,012円	19,938円	
100 ㎡	20,277円	21,203円	

口径 20 mm

使用水量	現行料金	改定後料金	差 額
0 ㎡	2,569円	2,899円	330円
1 ㎡	2,666円	3,022円	356円
2 ㎡	2,763円	3,146円	383円
3 ㎡	2,860円	3,269円	409円
4 ㎡	2,956円	3,392円	436円
5 ㎡	3,053円	3,515円	462円
6 ㎡	3,150円	3,638円	488円
7 ㎡	3,247円	3,762円	515円
8 ㎡	3,344円	3,885円	541円
9 ㎡	3,440円	4,008円	568円
10 ㎡	3,537円	4,131円	594円
11 ㎡	3,634円	4,254円	620円
12 ㎡	3,731円	4,378円	647円
13 ㎡	3,828円	4,501円	673円
14 ㎡	3,924円	4,624円	700円
15 ㎡	4,021円	4,747円	726円
16 ㎡	4,118円	4,870円	752円
17 ㎡	4,215円	4,994円	779円
18 ㎡	4,312円	5,117円	805円
19 ㎡	4,408円	5,240円	832円
20 ㎡	4,505円	5,363円	858円
25 ㎡	5,264円	6,183円	919円
30 ㎡	6,023円	7,002円	979円
35 ㎡	6,782円	7,822円	1,040円
40 ㎡	7,541円	8,641円	1,100円
45 ㎡	8,531円	9,631円	
50 ㎡	9,521円	10,621円	
55 ㎡	10,511円	11,611円	
60 ㎡	11,501円	12,601円	
65 ㎡	12,766円	13,866円	
70 ㎡	14,031円	15,131円	
75 ㎡	15,296円	16,396円	
80 ㎡	16,561円	17,661円	
85 ㎡	17,826円	18,926円	
90 ㎡	19,091円	20,191円	
95 ㎡	20,356円	21,456円	
100 ㎡	21,621円	22,721円	

※ 紙面の都合上、一般家庭に多く使われる「口径13mm」及び「口径20mm」の早見表を掲載しております。また、使用水量20㎡以上は、5㎡ごとの表示としております。

※ 口径は、検針票（上下水道使用水量のお知らせ）でご確認ください。

※ 1ページの「改定モデルケース」（1か月あたり・税込み）の料金を2倍しても端数処理の関係で早見表と合わないことがあります。

問い合わせ 電話番号：043-485-1191 佐倉市上下水道総合案内センター E-mail:suidou@city.sakura.lg.jp